

横浜市記者発表資料

令和4年3月25日
教育委員会事務局
人権健康教育部
人権教育・児童生徒課

横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会において審議された事案の調査結果について

令和2年度に市立小学校で発生した事案について、横浜市学校保健審議会の担当の部会から調査結果の報告書が提出されましたので公表します。

第1 調査の概要

調査組織：横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会

部会委員7名（弁護士5名、大学教授（教育）1名、臨床心理士1名）

調査期間：令和3年9月17日（諮問日）～令和4年3月15日（報告書の答申日）

調査内容：部会開催 11回

委員による聴取 34名38回（保護者5名7回、児童15名、教員8名10回、教育委員会事務局職員6名）

第2 調査結果の概要

1 認定された当該教諭（令和2年度の4年担任教諭）の行為 《カッコ【】内は行為の対象者》

(1) 差別的取扱いと受け止められる行為

ア 配付物等について

- ・【児童A、B、C、D】遅くとも3年2月末頃から頻繁に、配付物やプリントを配付しないことがあった。
- ・【児童A】3月頃、配付していなかった配付物に関し、「あなたは、もらったかもらっていないのかも分からないのですか」と強く叱責した。
- ・【児童A、B、C】テスト用紙や授業で使う配付物を配付せず、テスト及び授業を受けさせなかった。

イ 給食の量について

【児童A、B、C、D】給食を配膳する際に、配膳する児童に指示して、若しくは、当該教諭自身が、少量しか盛り付けないことが数か月にわたり繰り返しあった。

ウ 席替えについて

【児童A】3年2月半ば頃、児童Aと他の児童の席を近くにできないと思われる内容の相談を当該教諭以外の教諭が受け、当該教諭もその情報を共有していたにもかかわらず、3月初め頃の席替えで、児童Aとその児童の席を隣同士とした。

(2) 叱責行為及び学習の機会を損なった行為

ア 【児童A、他の児童】児童Aをたびたび教室外に連れ出し、長い時は授業1コマ以上（約1時間）にわたって叱責した。児童Aが教室に戻った時に衣服が涙等で広範囲にわたり濡れていたことが複数回あった。叱責の間、当該教諭の指示で他の児童らは教室の扉の鍵を閉めさせられ、自習やテストをさせられており、教室外に出られず、トイレにも行けなかった。

イ 【児童A、D】数に限りがあるという理由で、授業で必ず各児童が利用するタブレットやパソコンを使用させず、その授業の間、児童Aを廊下に出していた。

ウ 【児童A】3月、児童Aが前回のテストの直しを「提出した」と言っているにもかかわらず、提出が確認できないという理由で、45分間のテスト時間中、テストの直しを探し続けるように指示し、テストを受けさせなかった。その間、児童Aに一切声をかけず、テスト終了時に、「いつまで探しているんですか。」と叱責した。

2 本事案への評価

当該教諭の行為は、児童らの尊厳を害する許されない行為であり、全体として見て、指導の範囲を逸脱し、児童らに対して人権への配慮が欠けた行為であった。

聴き取りをした児童の中には、記憶がはっきりしない、泣き出すなど、当時の記憶を思い出したくないという反応が見られ、当該教諭の行為が児童の心に傷を残していることがうかがえる。また、当該教諭の行為を目撃した者や、何もできなかったという自責の念を抱く者がおり、当該教諭の行為は、当該学級に在籍する他の児童に対しても心理的苦痛を与えたと言える。

3 学校の問題点

- (1) 日常的な情報共有の不足等により発見が遅れたこと
- (2) 学校による調査が不十分だったこと
- (3) 適切な記録の管理・作成がされていなかったこと
- (4) 当該教諭へ指導していないこと
- (5) 本事案発生後も情報が共有されておらず、児童らへの支援も十分でないこと

4 再発防止策について

- (1) 学校に対して
 - ア 「チームとしての学校」で児童を受けとめる児童支援体制の構築
児童の情報を活用する体制整備、管理職による教職員の多面的な評価・指導、保護者とのパートナーシップ構築、相談等の記録の作成・保管
 - イ 児童一人ひとりをあたたかく受け止めるための指導方法・授業
児童理解を深めるための研鑽、他の教職員の意見を取り入れた授業改善
 - ウ 児童の心理や特性に応じた学校内での支援体制の充実
「Y-Pアセスメント^{*}」等による児童の変化の把握、全ての教職員による見守り体制
児童に対する人権教育の推進、特別支援教育の視点による学校経営の充実、管理職の特別支援教育への理解促進、スクールカウンセラーの有効活用
- (2) 教育委員会事務局に対して
 - ア 学校の対応が不十分な場合の学校への積極的な助言と指導
 - イ 「保護者の気持ちを受け止める」という学校教育事務所の役割の確認・充実
 - ウ 学校の課題の的確な把握と校長に対する積極的な助言・指導
 - エ 教職員に向けた研修の充実
 - オ 教職員への適切な評価方法の検討
 - カ 「Y-Pアセスメント」等への理解と組織的活用の推進
 - キ 開かれた教室の実現
 - ク 校長の特別支援教育への理解推進のための取組
 - ケ 適切な人員の配置

※ Y-Pアセスメント（子どもの社会的スキル横浜プログラム）：暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会事務局が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」で構成されている。

教育長コメント

教育委員会として、児童の安心・安全を第一に考え、教育活動を行うべき教諭がこのようなことを行ったのは許されないことであり、大変申し訳なく思います。被害に遭われた児童や保護者の方々には、本当に辛い思いをさせていただきました。被害児童や保護者の支援に、引き続き全力で取り組むとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、報告書で提言された再発防止策を基に、教育委員会事務局内で具体的な取組を検討し、実践してまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課課長 宮生 和郎 Tel 045-671-3706